

生徒・保護者等のみなさまへ

高校生等奨学給付金の申請に必要なマイナンバーの提出について

兵庫県教育委員会では、高校生等奨学給付金の認定にあたり、マイナンバーを利用して税情報の確認等を行います。

マイナンバーを提出して認定を受けることにより、次回以降の申請の際、原則として課税証明書等の提出が不要となります。

申請に際して、マイナンバーによる税情報確認を希望される方は、下記のとおり提出をお願いします。

○提出していただく方

高校生等奨学給付金の申請（税情報の確認）を希望する生徒で、非課税世帯の保護者等

- ・親権者（基準日時点で生徒が成人に達している場合は主たる生計維持者）がいる場合
親権者全員分（2名の場合は、控除対象配偶者を含む両方とも）
- ・親権者がいない場合

未成年後見人、または生徒の生計をその収入により維持している者、または生徒本人

※授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金で既に提出されていても、提出が必要です。

※高校生等奨学給付金の申請のために以前に提出されている場合は、再度の提出は不要です。

※兄弟姉妹がいる場合は、それぞれで提出してください。（片方の省略不可）

※生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる税情報の照会は行いませんので、生活保護（生業扶助）受給証明書のご提出をお願いします。

○提出するもの

①個人番号カード（写）貼付台紙…記入例を参考に太枠の箇所に記入してください

②下記のうちいずれか一つ

- ・個人番号カードの写し……①に貼付けてください
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・個人番号通知カードの写し…①に貼付けてください

※通知カードの記載事項に変更がない場合、又は令和2年5月25日以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、通知カードの写しを添付することができます。

これら①②の書類は名前を書いた封筒（サイズは問いません）に入れて、必ずのり等で封をしてください

○その他留意事項

- ・マイナンバーを提出された場合でも、税の申告状況によっては、後日課税証明書等の提出をお願いします場合がありますので、ご了承ください。
- ・申請しない場合や、マイナンバーによる税情報の確認を希望されない場合は、提出不要です。今後予定を変更し、申請することになった場合は、その際にマイナンバーを提出してください。

- 奨学給付金の支給事務では、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に掲げられた法定事務として、マイナンバーを利用します。取得したマイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、奨学給付金の支給事務に利用します。
- 兵庫県教育委員会では、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を保護するため、運用ルールを定めるとともに、職員研修等を行い、適切なセキュリティ確保体制をとっています。また、提出いただいたマイナンバーについては適切な保管・管理を徹底してまいります。

マイナンバーによる申請にあたっては、
あらかじめ税の申告をお願いします

無職無収入などの理由で税申告をされていない保護者の方については、マイナンバーによる税情報の確認ができず、認定遅れ等の原因になりますので、なるべく早く、当年及び前年の1月1日に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、税の申告手続き（収入がない旨の申告）を行ってください。

高校生等奨学給付金の認定においては、保護者等全員が非課税であることを確認する必要があることから、控除対象配偶者の方であっても税の申告手続きが必要です。

ただし、生活保護（生業扶助）受給世帯については、マイナンバーによる税情報確認を行いませんので、マイナンバーの提出や税の申告は必要ありません。

税申告の手続きに関するお問い合わせは、各自治体の税担当課へお願いいたします。